

家族制度の変革と現代家族

松 嶋 道 夫

はじめに

- 1 明治民法以前の家族制度
 - (1) 明治初期の家族制度
 - (2) 民法典論争と家族制度
- 2 明治民法の下における家族制度
 - (1) 明治民法と家族制度
 - (2) 戦時体制と家族制度
- 3 戦後民主主義と家族制度
 - (1) 家族制度改革と民法
 - (2) 現行民法の家族像
 - (3) 現代家族と家族制度
- 4 むすび

は じ め に

昭和59年度における富山大学の公開講座「現代史を学ぶ」の中で、家族の現代史の分野を担当し、「家族制度の変遷と現代家族」というテーマで話をした。公開講座の担当を機会に、家族制度について少し勉強することになったので、そのとき話をしたものを手直し補強して、まとめてみた。

家族制度の問題については、戦後一時期論争があったが、最近はあまり問題とされていない。しかし、「家」制度になくなったとはいえ、戦後40年たっても、その名残りは少なからず存在しており、家族制度の精神を復活させようという動きもなくはない。あらためて家族制度の意味を考えてみることも重要であると思う。

1 明治民法以前の家族制度

(1) 明治初期の家族制度

明治維新は封建社会から近代社会への幕開けであったが、支配階級内部での政権交代としての王政復古にすぎず、民主主義的変革の本質をもたなかったで、多くの封建的遺物を残した。土農工商の封建的身分差別は廃止されたが、新政府の四民平等は徹底せず、一部の身分的特典を残した。版籍奉還と廃藩置県によって、従来の公卿諸侯等は華士族に整理され、家禄は主従関係から切り離された。しかし、急激な境遇の変化による窮乏を救済するため、明治9年まで家禄が経済的特典として続いた。また、明治17年の華族令は、有爵者に特権的身分を与えて保護した⁽¹⁾。

このような華族の「家」の特典を除けば、制度的には、武士と庶民との封建的身分差別を一応洗い落した。例えば婚姻については、華士族から平民に至るまでの通婚が許され、穢多非人の解放により平民との通婚が許され（明治4年）、僧尼の妻帯縁付が許可され（明治5、6年）、外国人との結婚もできるようになる（明治6年）など、身分関係の近代化がなされた。

明治初期の家族制度においては、一般庶民の「家」は根本的変革はなく、多く旧制度の慣行をうけついでが、明治の支配層は、江戸時代の武士の「家」のあり方を奨励し、若干の手直しをして制度的に継承をはかった。明治維新の支配層の担い手が旧武士層であったことから、支配層は徳川270年の封建支配に効果があった武士階級の家父長的家族制度の倫理を国民に徹底させることによって、維新体制の安定と国民の掌握をはかろうとした。

明治3年の新律綱領、そしてこれを修正増補した明治6年の改定律例は、八世紀初めの太宝律令（702）、養老律令（757）を受けついで、五等親図という身分序列をつくり、封建的家族道徳違反の罪を厳罰に処することによって刑法

(1) 鈴木安蔵『法律史』（1960年）132頁参照。

的に家族倫理の徹底をはかった。

例えば、主と親に対する殺傷は逆罪とした封建法をうけつぎ、祖父母、父母の謀殺、故殺は梟（さらし首）であったが、反対に祖父母、父母が子孫を故殺しても徒（懲役）3年、教令違反した子孫を叱って毆殺しても新律綱領では無罪（改定律例では、「非理」のとき懲役2年半、過失殺無罪）であった。夫の妻に対する故殺は絞（しばり首）、毆殺は終身懲役。しかし、姦通現行犯の妻とその相手を姦所で殺しても無罪、夫が自分の祖父母、父母を殴打しののした妻妾を殺しても懲役1年ですむなど、身分関係によって人命の価値に大きな差等をつけた。殴打についてみると、子孫や妻妾が祖父母、父母を単に殴るだけで斬（うち首）であり（改定律例では懲役10年に緩和）、妻が夫を単に殴るだけで杖100であった。これに対して祖父母、父母が子孫を殴っても無罪、夫が妻を殴っても折傷（1指を折り1目を傷つける類）がなければ無罪であった。⁽²⁾

尊属に対する罪を厳罰にし、卑属に対する罪を通常人より軽くすることにより、特に孝の道德を徹底させようとした。また、妻の夫への罪を重くすることにより忍従の道德の徹底をはかった。

「家」の承継の制度としての家督相続は、戸主の地位の承継として行われた。家督相続について、新律綱領は、「凡嫡長子孫亡没疾病等ノ故ナクシテ庶子ヲ立ル者ハ杖七十、仍ホ嫡子ヲ改立セシム」として、嫡長子優先主義を維持した。しかし、一般庶民の慣行の影響をうけて、明治6年1月の華士族家督相続に関する太政官布告28号は、総領の男子を養子に出したり厄介に出して次三男あるいは他人の相続の願出をしてもよいとしたのに対し、司法省から新律綱領の趣旨に反するという指摘をうけて、同年7月の263号布告は、「家督相続ハ必総領ノ男子タル可シ、若シ亡没或ハ廢篤疾等不得止事故アレハ、其事実ヲ詳ニシ、次男三男又ハ女子へ養子相続願出ツヘシ」と改めた。⁽³⁾ 例外を認めながら、

(2) 福島正夫『日本資本主義と「家」制度』（1967年）243、244頁。鈴木安藏・前掲書・83、84頁。

(3) 高柳真三『明治家族法史』（1951年）94～96頁。

「若シ故ナク順序ヲ越テ相続致ス者ハ、相当ノ咎可申付事」として、嫡庶、長幼、男女による相続序列を厳守させた。そして、これは、明治8年以降平民にも適用されることになり、「被相続人が相当自由に家督相続人を決定してきた前代以来の庶民的慣習が排除され、平民も厳格な形式的相続序列に拘束されることになった⁽⁴⁾」。旧武士法と違って婦女子が初めて家督相続しうようになったが、中継相続にすぎなかった。

戸主は、家督相続によって、戸主の地位の他に家産の全部を承継した。法律的には、家産なるものを認めず、個々の家族成員が財産権の主体となったが、戸主の財産は事実上家産として家族全体のために所有された。家族成員の特有財産を認めるか否かについては司法省と太政官で論争があった。司法省は明治7年「一戸籍内ノ財産ハ総テ戸主ノ所有物ニ付、所在ノ異同ヲ以テ辨別ヲ為ス事ハ之レナキ儀ト可心得事」という指令を出している。明治5年に発行された地券は、土地所有権を明確にし、戸主の他に家族もまた個人的に所有しうことを認めたが、これを管掌した内務省は「戸主ニアラサルモノ自己ノ名前ヲ以テ地券所持苦シカラスト雖モ、地券ハ戸主ノ名前ヲ肩書シ授與可致事」という取扱を命じている。司法省も、戸主外の家族が地券をもって、法律上は戸主の所有とみなすという見解をとったが、太政官は、これを否定して、戸主の身代限⁽⁵⁾（破産）の場合、所有の公認された家族員の財産には追及しえないとした。また、戸主と家の成員が生計を分離した場合には、戸主の支配が及ばず、その者の特有財産が認められたようである⁽⁶⁾。

家族内の全財産は戸主が家産として所有し、家族員はその家産の蓄積に協力するという思想が強かったので、家族が特有財産として認められたものは軽微なものが多かった。しかし、家族個人が独立の財産権の主体として認められたことは、所有権制度にも影響を与え、経済取引の発展とともに、家族員の特有

(4) 大竹秀男「日本近代化始動期の家族法」『家族史研究 4』（1981年）16頁。

(5) 高柳真三・前掲書・27, 28頁。福島正夫・前掲書・144～149頁。

(6) 有地亨『近代日本の家族観・明治篇』（1966年）8, 9頁。

財産も徐々にふやすことになる。

明治15年には、家族所有地の処分には戸主の連印を要しないことになり、また明治13年の太政官布告52号により、法律上遺産相続が家督相続と区別された。⁽⁷⁾

明治4年、戸籍法が公布され、現実の家族構成を「家」ごとに、戸主を筆頭として、身分登録させた。明治政府は、「家」を通じて国民の掌握をはかるため、「家」を統治機構の最小単位として扱い、戸主に特別の地位を与えた。戸主が代れば戸籍が代り、家族の記載順序にも定まった序列があった。戸主は、家族の結婚その他の身分行為や徴兵年令に達した家族中の男子を戸長に届出る義務などを負った。戸籍法は単なる身分登録にとどまらず、租税、兵役、教育制度の基礎として重要な役割を担った。

特に明治6年の徴兵令は、戸主、戸主をつぐ者（嗣子・承祖の孫、独子・独孫、養子）、一家の生計保持者、在役者の兄弟を兵役免除した。しかし、大量の「兵隊養子」や「兵隊分家」が出て政府は苦慮し、明治8年に養嗣子でない単なる養子の免除の途を封じ、明治11年の太政官布告は、出生から除隊(23歳)まで分家を禁止した。明治12年の改正は徴兵適令以前に分家した戸主を免除から除外し、あとつぎは50歳以上のみを国民軍以外免除、50歳未満の者は「平時ニ於テ」のみ免役とするなど、免役の範囲を徐々に縮少し、明治22年の国民皆兵により、この戸主の免役特典はなくなった。⁽⁸⁾また、戸主の地位は、選挙権、被選挙権とも結びついていた。大小区、三新法時代の町村会は旧来の戸主總會の寄合の伝統をうけつぎ、家の代表である戸主に選挙権を与えた。明治17年に地租を納めることを要件に改められ、明治22年の町村制の施行後は「町村内で地租を納めもしくは直接国税年額2円以上を納める」者となり、また衆議院議員選挙では「直接国税15円以上ただし所得税は継続3年以上」となった。戸主要件はなくなっても、裕福な戸主は納税者として実質上選挙権をもった。⁽⁹⁾

(7) 前田正治「明治初年の相続法」『家族問題と家族法 IV 相続』(1966年) 117頁。

(8) 福島正夫・前掲書・193頁以下。

(9) 福島正夫・前掲書・272頁以下。

家族の身分行為は、戸籍法の制定により、届出によることになった。明治4年、太政官は、「華族ヨリ平民ニ至ルマデ互ニ婚姻差許シ候条、双方願ニ及バズ、其時々戸長へ可届出事」という布告を出して、婚姻は届出によって成立することになった。しかし、庶民の婚姻は伝統的慣行による面が多く、届出が徹底しなかったため、明治8年、太政官は、「縦令相對熟談ノ上タリトモ、双方ノ戸籍ニ登記セザル内ハ其効ナキモノト看做ス」と布告（209号）を出し、届出を婚姻の成立要件として法律婚主義の徹底をはかった。しかし、刑事については、内縁の妻を重く罰するなどの刑事的理由により事実婚を復活させた⁽¹⁰⁾（明治10年司法省達丁46号）。

明治初年の婚姻で戸籍上注目されるのは、妻は結婚により夫の「家」の嫁となったが、氏を改めなかった。これは、我が国の律令時代以来の制度で、妻は実家の氏をそのまま称し夫家の人となった。明治9年3月17日太政官指令は、結婚すれば夫家の苗字を称するのがよいと思うが、これは「未タ成例コレナキ事項ニ付決兼候」という内務省伺に対して、「婦女人ニ嫁スルモ仍ホ所生ノ氏ヲ用ユヘキ事」と指令しているのは、このような事情をあらわしている。妻の姓が結婚しても変わらないということは、旧来の氏が血統主義に立っていたあらわれであるが、明治31年民法により、妻は夫の「家」に入り（旧788）、其の「家」の氏を称するようになった（旧746）。

江戸時代の離婚は、武士は上司への届出が必要であったが、庶民は三下り半の離婚状を渡すことにより行われた。いずれも一方的に夫が離婚するもので、妻からの離婚請求は認められなかった。夫が離婚してくれず、妻がいやな夫から逃れたいときには、妻は里に帰って3年まつか、あるいは尼寺へかけこんで3年つとめて（御定書百ヶ条から縁切寺が二つに制限されて2年のつとめになった）、奉行所へ願出て離婚を認めてもらうしかなかった。

明治6年になって初めて妻側からの離婚請求が認められた。「夫妻ノ際已ム

(10) 石井良助「明治初年の婚姻法」『家族問題と家族法 II 結婚』（1958年）206頁。青山道夫『日本家族制度論』（1978年）138、140頁。

ヲ得サルノ事故アリテ其婦離縁ヲ請フト雖トモ夫之ヲ肯ンセス、之レカタメ数年ノ久ヲ経テ終ニ婚期ヲ失ヒ人民自由ノ権理ヲ妨害スルモノ不少候、自今右様ノ事件於有之ハ婦ノ父兄弟或ハ親戚ノ内附添直ニ裁判所へ訴出不苦候事」という太政官布告 162 号は、家族附添の上という条件付ではあるが、初めて妻側からの離婚請求権を認めたもので、その意義は大きい。

明治初期の離婚の実態は、離婚率が高いという特徴がある。明治10年の離婚統計によると、婚姻 100 組につき 31 ないし 43 の離婚がなされている。この時代には、妻の側からの離婚請求は事実上困難であったので、夫の側からの我儘な離婚あるいは家風に合わないなどの追い出し離婚が多かったものと思われる⁽¹⁾。

妾制度は明治になっても残された。新律綱領の五等親図は妻妾二等親とかかげ、明治 4 年の内務省指令は「臣民一般妾の称号苦しからず」として妾を公認し、明治 6 年の太政官布告 21 号も妾が配偶者であることを明確にしている。こうした妾制度は、文明開化論者から批判をうけたが⁽²⁾、一般世論は必ずしも妾制度廃止に積極的でなかったようである。むしろ、政府が不平等条約改正作業をすすめていく上で、妾制度は欧米諸国により印象を与えず不利益に作用するということが妾制度を廃止にふみきらせた主要な原因であった。

明治15年に旧刑法から妾の文字が消え、明治16年の太政官布告により「妾ハ法律上之ヲ認メサルモノニ付、戸籍列次ノ順序無之義ト可相心得事」として、妾の戸籍登記の制が廃止された。しかし、妾制度は廃止されたが、事実上妾をかこつても処罰されることはなかった⁽³⁾ので、実態は残った。

(2) 民法典論争と家族制度

明治維新後、不平等条約の改正と法治国体制を確立して近代国家への体裁を整える必要から、法典編纂事業が始った。民法典の編纂は、太政官制度局で明治 3 年から始められ、江藤新平さらに大木喬任などを責任者として行われた

(1) 玉城肇『新版 日本家族制度論』(1971年) 213頁。

(2) 例えば、森有礼「妻妾論」『日本婦人問題資料集成 5 家族制度』(1976年) 341頁以下。

(3) 大竹秀男『「家」と女性の歴史』(1977年) 247頁以下。

が、早く作成しようといそいだのでいずれもフランス民法の模倣で法典として不十分であった。

明治12年司法省顧問ボアソナードが民法典の起草を命じられ、明治23年に旧民法が完成し公布された。しかし、明治26年の施行を前にして、延期すべしとする反対論がおき、民法典論争＝法典争議が生じた。延期派の主張したことは、この旧民法の人事編が我が国の伝統的家族制度である淳風美俗に反するということであった。穂積八東は「民法出でて忠孝亡ぶ⁽¹⁴⁾」という戦闘的論文で批判したが、少し誇張があるにせよ、この言葉は論争の性格をよくあらわしている。

延期派の主張の論点はどういうところにあったかという、次のようなことである。

① 旧民法が自由・平等の原理に支えられたフランス民法を模範としていて、民主主義的、自由主義的傾向をもつ。② 日本人自身が起草せず外国人の手による。③ 一男一女の情愛による家族はキリスト教の家族であって、日本古来の大家族主義的な家族と対立する⁽¹⁵⁾。延期派は、我が国の「家」は忠孝の儒教倫理と祖先崇拜を原則とするもので、個人本位、平等主義は、「家」、「戸主」等を空文にして家族制度を破壊すると主張した（「法典実施延期意見」のなかの「新法典ハ倫常ヲ壊乱ス」）。

もっとも、旧民法が「家」制度を否定しそんなに進歩的であったかという点必ずしもそうではない。旧民法は、我が国の伝統的慣習を一部のこし、他方で西洋民法の精神を摂取し、両者の結合をはかったものであり、現代的にみれば多くの問題点を含んでいる。しかし、延期派からみると、旧民法に「家」や「戸主」が規定されていても、それは夫婦関係を中心とした集団を「家」としてその長を戸主といっているにすぎず、戸主に統率され、忠孝の儒教道徳に支えられた大家族主義の「家」ではない。家長権は天皇の大権と同じように神聖

(14) 穂積八東「民法出テ、忠孝亡フ」『日本婦人問題資料集成 5』(前掲) 237頁。

(15) 青山道夫『家族制度論』(1967年) 115, 116頁。

(16) 熊谷閑作「民法典論争とその意義」『家族問題と家族法 I 家族』(1957年) 341頁。

でおかすべからざるものと考えていたので、特に権利義務の観念が「家」の中に侵入して、家族が何らかの独立の地位をもつようになれば、家長権はおかされて古来の家族制度の道徳は維持できないと考えた。特に、「保守派が何としても耐えられなかったのは、身分的に下位にある者（妻、子等）が目上の者（夫、親）に対して権利をもつということであった⁶⁷⁾」。そのため、戸主の同意なしに妻を娶り、あるいは養子をとっても制裁規定がないのはおかしいとか、父の死亡後に母が当然に後見人になるのは母の親権を認めることになり、親権が父権であるべき性質に反するとか、「家」を去った子や母に扶養義務を認めるのは我が国の「家」本位の家族制度に反する、準正は家督相続の精神に反するなどと主張した⁶⁸⁾。

旧民法は、延期派の心配するほど民主的・近代的ではなかったが、当時としては相当進歩的な内容も含んでおり、結局民法典論争は古い伝統を守ろうとする封建的家族主義と西洋思想の影響を受けて民主化・近代化をはかろうとする自由主義的、個人主義的傾向との対立であった⁶⁹⁾。結局、この民法典論争は、保守派の勢いが強く、帝国議会では、貴族院123対61、衆議院152対107で延期法案が成立し、旧民法は実施されなかつた⁷⁰⁾。

明治初期の家族制度は、以上にみたように個々の分野では若干の近代化はあったが、全体的には封建時代の武士の「家」制度の精神を国民一般に上から継承させようとした。植木枝盛は「人を以て家に属するものゝ如く倣し随って人の自主独立を遮碍すること尠からざるなり」「変痴奇なる家の思想を抜き去てよ」と主張し⁷¹⁾、自由民権運動などの民主化・近代化の波が底流にあったが、富国強兵政策により、高度成長をいそぐ政治権力の前におしつぶされていった。

(17) 磯野誠一・磯野富士子『家族制度』（1958年）19頁。

(18) 青山道夫『日本家族制度論』（1978年）58頁以下参照。

(19) 平野義太郎『日本資本主義社会と法律』（1971年）84頁。熊谷開作・前掲論文・335頁。

(20) 青山道夫「民法典論争」『統近代家族法の研究』（1958年）86頁。

(21) 植木枝盛「日本人、家の思想」『日本婦人問題資料集成 5』（前掲）375頁。

民法典論争による保守派の勝利は一つの政治的決算であり、その結果、家族制度が国家政策の中に組み込まれて明治民法に具体化されることになる。

2 明治民法の下における家族制度

(1) 明治民法の家族制度

旧民法が実施延期になった後、新たに梅謙次郎、富井政章、穂積陳重の三氏を中心に民法典編纂が開始された。そして、明治29年、総則、物権、債権編、さらに明治31年親族、相続編が公布され、同年に施行された。財産法はドイツ民法を範として進歩的であったが、家族法は、旧民法を否定した精神が基本となったので、江戸時代の上流武家のあり方をモデルとした「家」の制度が新たに体系化されて法制化された。もっとも、明治民法における「家」は、権力者としての戸主が封建時代のように絶対的に戸主権で家族を支配・服従させるものではなく、伝統的家族制度からみれば崩れた「家」であったが、日本古来の淳風美俗や封建的家族主義と結びついて伝統的家族観を温存させる制度として機能した。

明治民法の家族制度は、「戸主権」、「家督相続」を二本柱とする「家」の制度である。

第一に、「家」というのは、法的には戸籍に登録された家族集団であったが、この「家」を社会の構成単位としたので、すべての人は何らかの「家」に所属しなければならなかった。戸籍は、この「家」を単位として個人を登録した。法律上の「家」は、習俗的な「家」、道徳的な「家」と結びつけられた。習俗的には、「家」は、祖先からうけつぎ子孫代々に永続していく一つの観念的な家族・親族集団（祖孫一体の「家」）を意味した。道徳的には、祖先をまつり、尊属に孝をつくし、女性は男性に従って家風を維持していく儒教的家族倫理が支配した。家族個人の自由や幸福よりも、家風や「家」の名誉、繁栄が第一義とされたので、人権が犠牲となった。

② 有地亨「明治民法と『家』の再編成」『講座家族 8 家族観の系譜』（1974年）50, 51頁。

第二に、「家」の秩序、家族の秩序を守るために、「家」の長に戸主をおき、戸主権という統制権を与えた。戸主権の代表的なものとしては、①家族の結婚や縁組を許可する権利（旧750条）、②家族の居所を指定する権利（旧749条）、③戸主の命令に従わない場合に家族を離籍したり、復籍を拒絶したりする権利（旧749条、旧750条）、④「家」の構成員として認めるか、去らせるか、分家させるかをきめる権利（旧735条、旧737条、旧743条など）、⑤家族の後见人または保佐人になる権利（旧903条など）、⑥親族会に関する権利（旧944条など）、⑦家産と結びついたものとして、祭祀財産の特権（旧987条）及び家内不明財産の所有推定をうける権利（旧748条）などがあり、義務としては、⑧家族に対する扶養義務（旧747条）ぐらいのものであった。²³⁾

特に居所指定権は家族統制の手段として濫用された。例えば戸主が死亡した息子の妻（嫁）と同居したいが嫁が応じない場合に、同居の居所指定をして嫁が拒否したので離籍するということがよくあった。そこで、大審院は、「民法第749条ノ権利ハ戸主カ其家政ノ整理ニ必要ナル範囲内ニ於テノミ行使スヘキモノニシテ絶対無制限ニ行使スヘキ権利ナリト謂フヘカラス」と判決した。²⁴⁾そして、昭和16年には、戸主の居所指定権については、裁判所によって監督される（離籍は許可が必要）よう改正された（旧749条Ⅲ項）。

第三に、家督相続は、「家」を永続させるため、戸主の地位を家産とともにあととりに承継させるものであった。家督相続は、戸主の死亡や隠居などで開始されたが、家督相続には順序があって、まず第一に、法定推定家督相続人（旧970条）、次に指定家督相続人（旧979条）、それから選定家督相続人（旧982条）など五段階に分れた。第一順位の法定推定家督相続人にも順序があって、「家」を同じくする直系卑属で親等の近い者を先にし、男を先にし、嫡出子を重んじ、

²³⁾ 中川善之助『日本親族法』（1942年）141頁以下参照。

²⁴⁾ 森實「戦前家族法判例の一斑——戸主権・分家制度の解体」『家族・政策と法 6 近代日本の家族政策と法』（1984年）234頁以下参照。

²⁵⁾ 大審院民事一部判決明治34年6月20日民録7輯6巻47頁。

私生子は男と雖も最後、そして年長者を選ぶというものであった。²⁶⁾ 推定家督相続人は戸主となって「家」をつぐ者だから、「家」を去ることができなかった(旧744条)、あととりの長男と女戸主は結婚したくてもできなかった。

明治民法の下でも遺産相続はあったが、多くの財産は戸主の所有であったので、あととり以外の次三男、女子などは、結婚、縁組、独立に際して何らかのものを与えてもらって満足せざるをえなかった。あととりは「家」の承継者として大事にされ、次三男、女子は「家」の維持に支障がない枠内での贈与をもらったにすぎず、同じ子供でも大きな差別があった。また、女子は例外的しか戸主になれず、戸主となっても入夫婚姻すれば、夫がかわって戸主となった。

このように、明治民法の下では、「家」という親族集団を「戸主権」によって管理・統制し、これを永続させるために、「家督相続」による承継がなされた。男尊女卑、尊属優先による支配と服従の儒教的家族倫理観により家族秩序が守られた。そのため、特に女性や子供の人権が抑圧された。

結婚については、明治民法下では、男30、女25歳未満は「家」にある父母、戸主の同意が必要であった。同意なしに結婚すれば、戸主は1年以内に離籍することができ(旧750条)、家族、親族関係のつき合いからいっさいはずされる制裁をうけた。婚姻の同意には、家風に合うかどうか、家格が釣り合うかどうかなどがチェックされた。足入れ婚など一定期間の試験的同棲をして(あるいはかよって)婚姻を許すという慣行がかなりあり、気にいらなければ帰され、多くの女性が泣いた。また、結婚を許されても、妻は夫だけではなく舅、姑に仕え、家風に従うことを要求され、もしこれに従わないと家風に合わぬとか子供を生まないとかで離婚された。協議離婚制度が専権離婚に利用された。

次に、妻は法的には無能力とされ、財産上の行為をする場合には夫の許可が必要であった(旧14条)。婚姻費用は夫が負担したが(旧798条)、妻の財産は夫に管理され(旧801条)、夫は妻の財産を使って収益をあげることができた(旧799条)。この妻の無能力制度は、妻は夫に従いその庇護をうけるべきもの

²⁶⁾ 中川善之助「家族法概説」『家族制度全集・法律篇 IV 家』(1938年) 39～41頁。

という儒教道徳を法律上具体化したものである。したがって、独身の成年女子は単独で法律行為ができたが、結婚すると夫の許可がなければできない無能力者^①に変わった。妻の忍従という犠牲において夫婦の秩序、家の秩序の維持がはかられた。

親権は、戸主権について家父長権の役割を果たした。親権は父がもち、母は父が知れないとき死亡したとき家を去りたるときに行うことができるだけであり（旧877条）、その場合でも、財産上の行為には親族会の同意が必要であった（旧886条）。

「孝」の道徳が親子関係の倫理としてかかげられ、子の親に対する絶対的服従が教えられた。明治23年の教育勅語は、「克く忠に克く孝に」、「父母に孝に」として、忠孝一体を国民道徳の中核においた。修身の教科書は、親の身分は尊貴なものであるから最大の敬意を払い、親の教えを守り、我が身を犠牲にして親を養い親に仕えることを教えた。そして、天皇と臣民の間は、宗家と支家であり、父と子との如きものであるとして、忠孝一体の思想により天皇への忠誠を強調した^②。

離婚においては、満25才に達しておれば単独で協議離婚できるようになった（旧809条）。しかし、実際には、妻は夫や「家」に従属していたので、夫と対等に離婚請求することができず、いやな夫から逃げ出したくても我慢せざるをえなかった。夫の方は、妻を追い出そうと思えば、この協議離婚制度を利用して、「家」的圧力で離婚を承知させた。

裁判離婚においては、離婚原因に不平等な規定があった。妻はきびしく貞操を要求され、姦通が離婚原因となった（旧813条2号）。夫は独身の女性と関係を結ぶことは問題とならず、夫をもつ既婚婦人と姦通したことにより刑法上姦淫罪で刑に処せられたときに離婚原因となったにすぎない（旧813条3号）。姦通は妻にとって犯罪であったが、夫はそれだけでは犯罪ではなかった。姦通が

① 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』（1957年）42、43頁。磯野誠一・磯野富士子・前掲書・86頁以下。

処罰されたのは、父系の血統の純血を守るため、夫の妻への貞操を要求する権利を保障したものであった。したがって、夫が既婚婦人と関係をもつと、その婦人の夫の貞操要求権を犯すということでその告訴をまわって相姦者として処罰されたにすぎない（刑法旧規定183条）。

そこで、夫には貞操義務はないと考えられていたが、大審院は、妻子がありながら未亡人と関係した男とその未亡人に姦通罪になるとおどして養育費を支払わせた事例において、夫にも誠実義務があり、刑法上男子の姦通を処罰しないからといって、夫に貞操義務を要求する妨げとはならないとして、恐喝罪を否定した。

(2) 戦時体制と家族制度

明治政府は先進資本主義国に追いつき追いこすため富国強兵政策を強力におしすすめた。おくれた日本資本主義が急速に発展をはかるためには、国民の批判をおさえ、国論を一致させ、国の力で産業の育成をはかる必要があった。国民の精神的統一の手段として封建支配のイデオロギーであった儒教思想が利用され、国民を掌握する手段として「家」制度がとり入れられた。なぜなら、封建社会の家父長的「家」制度は武士階級のもとで、主君が家臣とその家族を統制し、絶対服従させる封建支配の末端機構として機能し、徳川 270 年の維持基盤をなしたからである。明治維新の担い手は被支配階級の庶民ではなくて支配階級内部の下級武士出身が主であり、これと結びついた独占資本も日本資本主義の急速な発展をはかるため、旧来の「家」制度を支配に有効な制度として評価し、継承をはかった。武士階級の所産にすぎなかった家父長的家族制度がこうして民法にもちこまれ、農民や労働者におしつけられた。しかし、もともと一般庶民の慣行ではなかったので十分に徹底せず、道德教育の強化により滲透がはかられた。

軍国主義が深まるとともに、明治の家族制度は天皇制の支配体制と結びついた。国家主義と家族主義が結びついて家族国家観というものが登場した。「天

②⑧ 大審院刑事部判決大正15年7月20日刑集5巻318頁。

皇をヒエラルヒーの頂点とする国家と家長によって代表される儒教的な『家』とを同一視し、国民の天皇に対する絶対的服従関係は家長の権威に対する全家族の服従関係に擬せられ⁽⁹⁾た。天皇に忠良な臣民をつくるために、家族道徳である孝が強調され、「それを国家的規模に拡大することによって、天皇制支配に対する情緒的支持をかもしだすことが重要視」された。このような企図を実現していく上で教育勅語が大きな役割を果たした。

民法典論争が生じ、教育勅語が出された明治23年は、我が国が最初の資本主義的恐慌を経験した年であり、おくれた日本資本主義が、朝鮮、中国などへの海外侵出に歩みはじめる時期と関連している。日清戦争（明治27、28年）から日露戦争（明治37、38年）を経て日本の産業資本主義が発展をとげ、独占の進行と財閥の支配体制は進み、第1次世界大戦を経て日本の独占資本は確立することになる。戦争により肥えふとった日本独占資本は、ますます海外への野望をいただくようになるが、国民の生活はいっこうに豊かにならなかった。おくれた日本資本主義を急速に発展させるため、低い賃金と安い農産物に頼った。「家」制度は、「明治以降の富国強兵政策を、社会のもっとも底辺において支えるにあたり大きな役割を果たした⁽¹⁰⁾」。「家」的扶養をふまえ、賃労働者は「家」の一員として家計を補うにすぎない低賃金で働かされ、「明治政府は、低賃金の源泉として、家父長的な家制度を利用した⁽¹¹⁾」。労働者や農民は窮乏化のため動揺した。労働争議や小作争議が起り社会主義思想が芽生えてくるようになると、政府はこうしたものを放置すると危険であるとして、抑圧し、皇室崇拝を強化することによってのりきりをはかるようになる。家族国家観は明治20年代に芽生えたが、軍国主義の進行とともに広められていき、明治民法に基礎づけられて明治の終りには大きなイデオロギとなり、昭和に入ると官製のイデオロ

(9) 有地亨「明治民法と『家』の再編成」（前掲）51頁。

(10) 磯野誠一・磯野富士子・前掲書・13、14頁。

(11) 布施晶子「戦後日本社会の発展と家族」布施・玉水編著『現代の家族』（1982年）13頁。

(12) 井上周八『日本資本主義のあゆみ』（1968年）98頁。

ギーとして教化宣伝された。⁸³⁾

家族国家観は、日本国を天皇を宗家とした一大家族国家とみなし、家は国を小さくしたもの、国は家を大きくしたものとして、親に孝をつくすように天皇へ忠をつくせと説いた。家と国家を結びつけるために神話が利用され、忠君愛国の思想が結びついた。こうした家族国家観は軍国主義と深い関係がある。「義は乃ち君臣にして、情は父子を兼ね」などという「君民一体論はもっぱら天皇に対する国民の忠誠を調達するためのもの」であった。「家族国家観のもとでは、個人の利益の追求や利害の対立そのものが悪とされ」、天皇制国家への国民の意思の合一が求められた。家族制度が愛国心の基礎とされた。⁸⁴⁾日本資本主義が帝国主義段階に進んで内部矛盾を深め、「その矛盾が拡大すればするほど『家族国家』の思想を注入して、国民の精神を統一しなければならなかった」。⁸⁵⁾

明治末期から大正にかけて、一つは、民法をもっと家族道徳にそよう改正すること、もう一つは、教育によって家族道徳や天皇崇拝の思想を強化することがおすすりめられた。

保守派は、明治民法制定当初から、家族制度に権利義務関係が入っていることに不満で、孝道に反すると主張していた。「子が親に対して『権利』をもつということや、親が子に対して『義務』をおうということは、儒教的家族にとって想像だにすることができない」⁸⁶⁾ことであった。大正2年、貴族院における「教育調査機関の設置に関する決議案」の審議に際して、文部大臣の奥田義人は、教育の方針は、「家族制度の存続を図りまして、家を大切にし、祖先を大切にしなければならぬと云ふことを方針」としているのに対して、法律は、「家族制度の存続を以て我国の社会組織の基礎とし、又国体と重大なる所の此社会制度の存続を図るの趣旨と果して能く統一して居るのでありましようか」

⁸³⁾ 伊藤幹治『家族国家観の人類学』(1982年) 6, 36頁。

⁸⁴⁾ 松本三之介「家族国家観の構造と特質」『講座家族 8』(前掲) 59, 76頁。

⁸⁵⁾ 玉城肇「日本における『家族制度』思想および『家族国家』思想」『家族問題と家族法 I』(前掲) 288頁。

⁸⁶⁾ 川島武宜『日本社会の家族的構成』(1950年) 10, 11頁。

と疑問をのべ、「どうしても今日の場合に於て此教育の方針と他の立法の主義との統一を図らねばならぬ」と民法改正の必要を明らかにした。⁽⁸⁷⁾ 寺内内閣になって、教育調査会に代り、臨時教育会議（大正6年～8年）が設けられ、民法改正が正式にとりあげられた。

この会議では、社会の激しい動きに対する危機感から、小学校から大学にいたる教育制度の再検討がなされ、国体の観念、国家思想の涵養強化に加えて、「我国固有ノ淳風美俗ヲ維持シ法律制度ノ之ニ副ハサルモノヲ改正スルコト」⁽⁸⁸⁾ が建議された。その基本線は、「欧米の模倣をさけ建国の精神に富める忠良なる臣民を育成する」ことにあった。家族制度の面からいえば、明治民法の家族主義が国家主義の立場から不徹底である。教育勅語の精神、忠孝一本の道徳の精神が民法の家族制度の中に十分に法規化されていないというものであった。例えば、父母の同意について、明治民法では、男30才、女25才まで家にある父母の同意が必要であるが、それ以上の子は同意はいらないということが気に入らない。子がその年令をすぎたら親のいうことをきかないというのは日本古来の淳風美俗に反する。「孝」の精神からみれば、結婚に対する同意権は絶対的なものだと考えた。⁽⁸⁹⁾

社会的状況としては、第1次大戦後の戦争景気で独占資本はうるおったものの、国民生活はよくなりず、富山県の米騒動（1918年）など各地で小作争議や労働争議が激増したが、他方で大正デモクラシーといわれる民主的思潮が高揚した。国際的には、各地で帝政がたおれ、とくにロシアで社会主義革命が起きたことは、日本の国体の維持への危機感をつのらせた。そのため、天皇崇拜を強化することによって、国民の権利意識の高揚をおさえようとした。

大正8年、臨時教育会議の建議をうけて、臨時法制審議会が設置された。その審議過程では、家族制度をより家父長的にしようとする保守派と多少とも個

⁽⁸⁷⁾ 『大日本帝国議会誌』第8巻（1928年）1418、1419頁。

⁽⁸⁸⁾ 文部省『資料 臨時教育会議 第1集』（1979年）159頁。

⁽⁸⁹⁾ 青山道夫『家族制度論』（前掲）123頁以下。

人主義的、自由主義的なものにしようとする近代化派との間に論争があった。しかし、結果的には、近代化派が優勢を占めて、その改正要綱は初めの保守派の意図と異なって少し合理的、進歩的内容も含むものとなった。昭和初期の金融恐慌、農業恐慌により、支配体制は揺り動かされ、軍国主義が深まるとともに、要綱案の進歩的側面が支配者の意図と合わなくなり、立法化されるに至らなかつた。⁽⁴⁰⁾

教育の面では、明治22年帝国憲法が公布され、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス（第1条）、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス（第3条）」として、天皇の権威が法的に固められた。翌23年教育勅語が發布され、天皇制イデオロギーで国民を教育する方針がたてられた。教育勅語以後、天皇への忠と親への孝を中心とする家族モラルが国民道徳教育の主導的理念とされ、学校教育の修身教科書にとり入れられた。

例えば、東久世通禧の修身教科書（高等巻3第3課）のなかで、「皇祖皇崇と、臣民とのあいだは、宗家と、支家との如く、父と子との如きものなり。故に、君臣の義と、父子の親とは全く、一つにして、忠と孝とは二途ならず」とのべている。⁽⁴¹⁾

民法典論争により芽生えた家族国家観は、明治民法により家父長的「家」が法制化されたことにより、法的よりどころをえて、一層ふくれ上がっていった。日清戦争、日露戦争を経て、日本資本主義が独占化を強め、海外侵略の野望により、帝国主義戦争の準備をはじめるとともに、教育によって国民の思想統一をはかることがこれまでになく重視され、明治末期から大正にかけて家族国家観は教科書にもりこまれて、日本社会に根をおろしてくる。

明治43年12月5日、当時の小笠原文相は全国師範学校の校長、修身科の教員を集めた講習会で、我が国は家をもって国家の単位とし、忠孝一致を国家道の根本とするから、天皇の忠孝なる赤子として家を興し、国を護り、国家のため

(40) 磯野誠一「明治民法の変遷」『家族問題と家族法 I』（前掲）361～365頁。

(41) 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』（前掲）43頁。

に其の本文を尽さねばならず、教師はこの精神を深く生徒の頭脳にきざんで国民に養わせることが国民教育の眼目である、と訓示している。⁽⁴²⁾このような忠君愛国の思想と家族国家観は、天皇崇拜で国民の目を覆い、国策の実行に国民を動員していく手段としてのイデオロギーであった。

第一次大戦後の社会主義革命などの影響により、自由主義・民主主義的思想が普及し、大正デモクラシーという時代をむかえるが、他方でアメリカに始まる世界的な経済恐慌の波及は経済的矛盾の解決を海外侵略にもとめるようになり、思想教育、思想統制がなお一層強化されるようになる。満州事変の起きた昭和6年に文部省は、学生思想問題調査委員会、翌昭和7年に国民精神文化研究所、さらに、各地方に思想対策研究会、思想問題研究会などを設けている。昭和7年の5・15事件以後、天皇制絶対主義の下での軍部独裁によるファシズムが成立するとともに、思想対策はより一層拡大され、労働運動や共産党など民主的組織の弾圧が続いた。昭和10年には、特に美濃部達吉博士の「天皇機関説」の排撃が行われ、衆議院の「国体ニ関スル決議」、政府の「国体明徴ニ関スル声明」などに続き、天皇機関説の講義停止や国体明徴に不適当な教科書の使用禁止などの「処置概要」が発表され、さらに、「国体ノ本義ニ付テ」の政府声明により国体観念の明徴及び教学の刷新がおしすすめられた。⁽⁴³⁾

また、教科書においては、昭和8年から、「満州事変以後の新しい日本国家体制に應じるべく、再び忠君愛国の精神が強く鼓吹されるようになる。ここに至って、肇国の精神や国体の思想によって諸道徳を統一し、臣民の道としての道徳を強調し、家族国家倫理の体系化が完成される」⁽⁴⁴⁾。

昭和12年の日中戦争の開始とともに国家総動員体制が確立されていった。戦時体制へむけて政治権力が国民を戦争へ動員するため、個人的自由を全く許さず、「政治権力への無条件的な絶対的な服従」が要求された。「このような支

(42) 有地亨『近代日本の家族観・明治篇』（前掲）212、213頁参照。

(43) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料 第7巻』（1964年）304、345～350頁。

(44) 山村賢明「学校教育の展開と『家』観念」『講座家族 8』（前掲）88、89頁。

配体制を正当化し、且つこれに適合するように人々の行動を動機づける思想的道具として、新たな政治イデオロギーの創出が必要となった⁽⁴⁵⁾。そこで、家族制度イデオロギーが再びその基礎づけに利用されて再編成され、官製のイデオロギーとして「経典」に登場してくることになる。

昭和12年、支那事変の数ヶ月前に、文部省思想局から「国体ノ本義」が編纂され（156頁、30万部）、我が国の教育・学問・思想等の実情から、国体、日本精神の真義を認識体得させ、西洋文化からの流弊をなくすことが緊要であるとして、全国の官公私立の諸学校、官公庁へ配布された⁽⁴⁶⁾。さらに、昭和16年太平洋戦争の開始の4ヶ月前に文部省教学局から「臣民の道」が出され、その翌年文部省社会教育局から「戦後家庭教育指導要項」が相ついで出された。

「国体の本義」では、「我が国は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に互る中心と仰ぐ君民一体の一大家族国家である。故に国家の繁栄に盡くすことは、即ち天皇の御榮えに奉仕することであり、天皇に忠を盡くし奉ることは、即ち国を愛し国の隆昌を図ることに外ならぬ。忠君なくして愛国はなく、愛国なくして忠君はない⁽⁴⁷⁾」と述べている。

また、「臣民の道」は、挙国一致、国家総力戦体制を完成するため、「天皇へ随順奉仕するこの道が臣民の道である」とし、「抑々我が国に於いては忠あつての孝であり、忠が大本である。我等は一家に於いて父母の子であり、親子相率いて臣民である。我等の家に於ける孝はそのままだと忠とならねばならぬ。忠孝は不二一本であり、これ我が国体の然らしむるところであつて、ここに他国に比類なき特色が存する」とのべ、「国体の本義に徹し、自我功利の思想を排し、国家奉仕を第一義とする国民道徳を振起し、……臣民の道を実践」⁽⁴⁸⁾することを求めている。

(45) 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』（前掲）53頁。

(46) 『近代日本教育制度史料 第7巻』（前掲）351頁。

(47) 同書・373頁。

(48) 同書・444, 446, 466頁。

また、「戦時家庭教育指導要項」は、「未曾有ノ重大時局ニ際会シ肇国ノ大精神ニ則リ国家総力ヲ結集シ以テ聖業翼賛ニ邁進スベキ時国運進展ノ根基ニ培フベキ家ノ使命愈々重キヲ加フルニ至レリ」として、「我が国ニ於ケル家ハ」、(イ)「祖孫一体ノ道ニ則ル家長中心ノ結合ニシテ人間生活ノ最モ自然ナル親子ノ関係ヲ根本トスル家族ノ生活トシテ情愛敬慕ノ間ニ人倫本然ノ秩序ヲ長養シツツ永遠ノ生命ヲ具現シ行ク生活ノ場ナルコト」、(ロ)「皇室ヲ宗家ト仰ギ奉リ恆ニ国ノ家トシテ生成発展シ行ク歴史的現実ニシテ忠孝一本ノ大道ニ基ヅク子女錬成ノ道場ナルコト」と述べ、戦時に即応した家庭生活、家庭教育のあり方を示した。⁽⁴⁹⁾

当時の支配権力は、「我が国家の理想は八紘を掩いて宇となす肇国の精神の世界的顕現にある」(「臣民の道」)として、大東亜共栄圏の建設をめざし、海外侵略の道を拡大していった。そのためには、挙国一致体制を確立することが必要であり、一方では、自由主義、社会主義思想などを排斥して治安維持法による弾圧を行い、他方では、国民を戦争へ協力させるため、国民精神総動員運動を展開した。家族国家観や忠君愛国の思想は、天皇崇拜で国家への滅私奉公を国民に求める手段であった。

国家総動員体制は、物的資源、人的資源を総動員した体制であった。戦争の担い手である人的資源の確保のため、「生めよ殖せよ」が奨励され、青少年の訓練とともに児童の保護や体力向上のための健民政策がとられた。ほとんどの家族の働き手の男子が徴兵されただけでなく、婦女子は労務動員され、国防婦人会や隣組などの隣保組織が組織化された。また、大量の軍事動員でその兵士の士気と戦闘能力を低下させないように、軍事援護制度が確立されるとともに、家族の経済生活の安定のため、生活や租税、医療、住宅などの面において、一定の保護措置がとられるようになる。このように、戦時体制においては「家族」丸がかえの総力戦であり、国家による家族への介入は極めて大きかった。⁽⁵⁰⁾

(49) 同書・513頁。

(50) 利谷信義「戦時体制と家族——国家総動員体制における家族政策と家族法」『家

国家総動員体制下では、「法的家族像もまた、人的資源の育成と維持に役立つものとして、人的資源政策に従属するものとなった⁶¹⁾」。

戦局が重大になると、「大東亜戦争が肇國の大精神に基く大東亜並に世界新秩序建設を目的とする聖戦」であり、総力戦には「国体の本義に基く臣道実践」が必要であるとして、修身及公民科の教育が一層強化され、愛国的奉仕心、犠牲的精神が育成され、「精神動員」「民心動員」がはかられた。

戦時下の教科書においても、「超国家主義・軍国主義」で彩られた。家族国家倫理に基礎づけられた天皇崇拜は極限に達し、「天皇のために身をすてるという忠が愛国であり、それがとりもなおさず最大の孝である」、「忠君愛国が家の名誉を高めることになる」として、国家のために身を捧げることが最大の美德として教えられた⁶²⁾。

「戦時下の家風」として、「家国一体」が強調され、「家のこころは、国への奉仕であり……皇祖の神勅により示された国の心への合一であり」、「皇国愛の生活修練道場として、よい家風をつくることに力を注がなくてはな⁶³⁾」らなると、「武家のしつけ」が奨励された。

家族制度による道徳は、当初は孝の道徳を中心とした家父長や権力への従順な人づくりのものであったが、軍国主義と結びつくにつれて忠孝が1本に結びつけられて家族国家観となり、孝は忠に従属するものになっていった。歴史的経過をみれば、家族国家観は、忠君愛国へ国民を情緒的に誘導していくイデオロギーであり、戦争遂行という目的の前に、家族倫理は忠君愛国という国家主義の背後におしやられて、犠牲的精神をつくり出す道具に変質した。異常なま

族・政策と法 6』(前掲) 255頁以下参照。

61) 利谷信義「法と政策にゆれる家族」生命保険文化センター編『ゆれ動く現代家族』(1984年) 41頁。

62) 「昭和19年度青年特別訓練に関する件」(発国312号) 参照(『近代日本教育制度史料 第7巻』(前掲) 518～522頁)。

63) 山村賢明・前掲論文・92, 96, 97頁。

64) 杉山稔「戦時下の家風」『日本婦人問題資料集成 5』(前掲) 482頁以下。

での天皇崇拜イデオロギーは、戦争遂行のため、国民を盲目的に国家に奉仕させる手段であった。階級社会においては、家族と国家の利害は対立するものであるが、相矛盾するものを国家意思で統一しようということは、私心を捨てて国家に奉仕しろということであり、軍国主義と深く結びついている。明治民法の「家」制度を法的よりどころとする家族国家観が、戦争協力への天皇崇拜の培養に果たした役割は大きく、今後の教訓とされるべきであろう。

3 戦後民主主義と家族制度

(1) 家族制度改革と民法

第2次大戦の敗戦により、ポッドム宣言を受諾し、昭和22年新憲法が施行された。そして法の精神は根本的に変革され、新憲法は国民主権・絶対平和主義・基本的人権の尊重を基本原理とした。家族関係については、憲法24条により、個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、家族法はこの基本原則に基づいて改正すべきものとなった。これによって、明治民法の「家」の制度、及び男尊女卑の規定は新憲法に違反することになり、民法の親族・相続編は根本的に改正された。

しかし、改正過程には、いろいろの論争があった。⁶⁵ 家父長的家族制度を維持する立場と近代的小家族中心に変革する立場との論争であったが、大別すると四つの立場があった。「家」制度を維持しようという立場には、旧制度をそのまま維持しようとする反動的立場と若干の修正を加えて維持しようという立場があり、「家」制度を廃止しようという立場には、法律上の「家」は廃止するが、社会的に存在する習俗的な家には部分的に譲歩するという妥協的漸進派と法律上も社会的にも旧制度の残存を否定する急進的立場があった。結局、修正維持派と妥協的漸進派との論戦と妥協により現行民法が成立した。⁶⁶ そのため、民法730条（親族間の互助）、897条（祭具等の承継）など若干の「家」の規定

65 我妻栄編『戦後における民法改正の経過』（1956年）41頁以下、248頁以下参照。

66 渡辺洋三『法社会学と法解釈学』（1959年）398頁以下。

が残った。

(2) 現行民法の家族像

新憲法による法の精神の転換により、民法の家族制度は根本的に転換した。立法過程での若干の妥協により、旧家族制度の残滓はあるものの家族制度、家族像の変革は明らかである。新憲法、新民法の制定により、法的家族像がどのように変わったかという、次の通りである。

第1に、家族のあり方では、戸主権に統率された大家族主義（家父長的家族）から、夫婦と未成年子からなる核家族中心へ変った。

戸籍は、「家」単位から夫婦単位に変わり、三代戸籍が禁止された（戸籍法6、17条）。子供は成人して結婚すると新しい戸籍がつくられ（戸籍法16条）、親と子供夫婦は同居していても戸籍は別になった。このことは、家族は結婚により新しくつくられ親の家族から独立していくものとみて、法的には、核家族単位でとらえるようになったことを意味している。旧法では、結婚すると「家」という集団に嫁が入ってくるものと考えたが、新民法では、むしろ夫が親の集団から分離されて妻と新しい家族をつくると考える。親子同居の三世代家族では、親夫婦と子供夫婦は相対的に自立した小共同体であり、生活上世帯を共同にしている複合家族である。親夫婦と子供夫婦の関係は全く平等で2つの核家族が共存している関係である。「家」という観念は否定され、親の家族観と子の家族観の連続性を考えないので、家風は一代かぎりと言うのが民法の家族観である。⁶⁷⁾

第2に、夫婦のあり方では、妻の忍従と奉仕による夫唱婦隨の夫権的夫婦観から、自立した男女の協力共同を前提とした夫婦平等の夫婦観へ変った。

妻の無能力制度は廃止され、夫婦の財産関係では、夫婦別財産、夫管理の管理共通制から、夫婦別財産、別管理という完全別産制へ変った。婚姻生活で必

⁶⁷⁾ 山根教授は「家制度が個人を拘束する根源は家族連続性の観念であり、この観念からの解放は、結婚する男女がそれぞれの定位家族から独立して新しい生殖家族をつくることによるのみ可能である」といわれる（山根常男「核家族の現代的意義とその行方」法学セミナー増刊『日本の家族』（1979年）162頁）。

要な費用は、夫婦が条件に応じて平等に負担するものとし（760条）、日常の家事について連帯責任を負い（761条）、夫婦財産の帰属については、夫婦の一方が婚姻前から所有する財産および婚姻中自己の名（能力）で得た財産は特有財産とし、帰属不明財産については夫婦の共有と推定した（762条）。

離婚については、妻のみにきびしい貞操観を改め、「家」的離婚原因を排除した。「婚姻を継続し難い重大な事由」を離婚原因の中心にとり入れ、破綻主義を採用した。離婚に際し、婚姻中の形成財産の清算を基本的要素とする財産分与制度が設けられた。又、相続制度で配偶者相続権が認められた。それは、夫の財産の恩恵的な承継としてではなく、婚姻中の協力による妻の潜在的持分を取戻させる性格をもつ権利としての相続権である。

夫婦の財産関係について法は、夫婦の財産能力が平等に評価される形式的平等を考えた。したがって、稼働している妻の財産は平等に評価されるが、妻が家事に専念している場合には、家事労働が経済的価値を生まないために不利益を生じている。婚姻中の財産形成の家庭内評価を平等にして、離婚や相続の際にその持分を顕在化させて平等に近づける解釈上の努力はされているが、社会関係における取引安全優先から、家事労働の法的評価による平等の確立には限界がある。妻が働くか否かは本人の自由であるが、民法の夫婦財産観は共働き家族における平等が前提とされているので、実質的平等の確立は、婦人の社会参加、雇用の平等、婦人の地位の向上などの問題と結びつけられる必要がある。

第3に、親子のあり方では、親の権威へ従属、子の親への孝養の義務を中心とする親のための親子法から子の人格の親からの自立、子の保護を中心とする子のための親子法へ変った。

親権は、父権中心から共同親権（818条）に変わり、子の養育は夫婦の共同責任となった。子の人格を親に従属させる孝の法的強制は否定され、子の福祉への親の義務が中心となった。「家」の排除により、「家」にあるか否かによる親権の区別は排除された。離婚後においては父母のいずれかが親権者となるが、他の一方も原則として面接交渉権が認められる。離婚により、親子が別居する

に至っても親子関係は切れず、親権、監護権の有無による財産管理、監護義務に違いはあっても、子の養育に対する経済的責任は平等に負う。したがって、子をひきとった親が他の親に子を合わせないのは、特別の事情がないかぎり間違いであるし、子と別れた親が養育費を負担しないのもおかしい。

養子制度では、「家のため」「親のため」から親ない子に親を与える「子のため」の養子へ転換した。民法の精神は未成年養子を理念としているが、成年養子も認めたことにより、「家」的養子を残存させている。

相続制度では、家督相続が廃止され、諸子均分相続に変わった。長男優先から諸子間の平等が確立された。しかし、形式的平等は生活関係のいかんで実質不平等をもたらすので、寄与分制度による一部是正がはかられた。なお、非嫡出子の相続分は半分とする差別が残っている。

第4に、親族関係のあり方では、父系による「家」的血縁関係から、父系、母系平等な個人的血縁関係に転換した。

妻が結婚により夫の「家」に入るという考え方を排し、夫婦の氏は、夫婦が婚姻により親から自立してつくった新しい家族について、夫婦が夫又は妻の氏を自由に選択するものとしている。法の精神は、親と子の氏の連続性は考えていないし、一方の氏を名のったからといってその「家」に入ったとは考えない。氏は個人の呼称に変わった。父系中心の実態は以前として残っているものの、法的には、父系・母系平等である。

親族間の扶け合いの義務を規定し（730条）、扶養義務の範囲を3親等内に義務づけるなどの「家」的規定が残されているが、新民法の精神からいえば、私的扶養は核家族内の扶養に限られ、他は社会保障へ移行すべきものとされている。民法上の扶養義務については、核家族内の扶養とそれ以外の親族間の扶養を区別し、夫婦間とその未成熟子の扶養を生活保持の義務（同一水準の扶養義務）として、その他の生活扶助の義務（余力の扶養義務）より優先すべきものとする解釈が一般になされている。しかし、国家の社会政策が伴っていないた

58) 中川善之助『親族法 下巻』（1960年）580頁以下。

め、社会保障の貧困の下では、老親の生存権が軽くみられるという矛盾がある。二つの扶養義務論は、夫婦や子供のめんどうだけみればよいということではなく、生活扶助義務者（老親など）については公的扶助が優先すべきだ、そういう国家施策をとれということに意味があるにすぎない。生活費の負担の面からみれば、老親には一定の年金が保障されるので、その足りない生活費を補助すればよいということであるが、生存権の面からみれば妻子も老親も変りはない。

(3) 現代家族と家族制度

新民法は、法律上の「家」は廃止したが、制定過程における妥協により、若干の「家」的规定を残し、習俗的「家」、道徳的「家」は社会慣行として一部で生き残った。しかし、保守派は、「家」制度が法的に否定されたことが不満で、「忠孝一本」から忠をぬいた孝の道徳の強調を中心に家族制度道徳の復活を主張し、昭和29年頃からこれを否定する立場との論争があった。

家族制度の復活を主張する立場からは、「今の民法では『家』という観念が全くないので『家』——ファミリーというものが失われてしまい、祖先をまつり血統を尊び子孫に伝えるという考えが失われてしまった」と述べ、「親に対する奉養の義務が、しかるべき程度において法律上規定せられねばならぬ」と主張した。また、自民党の憲法調査会の「日本国憲法改正案要綱」も子の親に対する孝養の義務を規定し、農地の相続について家産制度を取入れることをかけた。

これに対して、家族制度復活反対運動が広がり、復活反対の立場は、「孝」は親に対する恭順、隷従の規範や教えと結びついて家父長制的道徳に強い支持を与えるものであり、又「家産」の観念は家族制度における血統尊重の思想と結びついて男系尊重主義に導き、女性の抑圧という「封建的色彩」を必然的に

59 婦人公論編集部「『家』の復活を唱える岸信介氏」『日本婦人問題資料集成 5』（前掲）550頁。

60 牧野英一『家族生活の尊重』（1954年）177頁。

61 自民党憲法調査会「日本国憲法改正案要綱」（昭和54年11月）法律時報27巻1号62頁。

導き出すと反論した。又、「孝」は歴史的にみて「權威主義的隷従道德である」⁶²⁾から「天皇の權威に対する服従の道德、親の權威に対する服従を強制するという道德、これが家族制度の支えとなる道德規範で、それが打破されないかぎり、本当の正しい民主主義社会は建設されない」⁶⁴⁾、「新しい民法こそ真の意味の家族倫理の高揚に適應した唯一の制度である」⁶³⁾と主張した。

しかし、資本主義の發達が労働者家族（核家族）を創出し、西洋文化の流入と都市化の中で、「家」的慣行「家」意識は徐々に減少していった。意識調査においても現在の家族制度を肯定する者が年を追って増加し、古い家族制度は「行きすぎ」というものが増加している。また家名存続の意識も「昭和28年には73%を示していたが、25年後の昭和53年には33%にまで減少し、48年調査以降継がせなくてもよいという者と逆転している」⁶⁵⁾。もっとも、年令の若い者、都市の人々には「家」意識は少ないが、年令の高い者、農村の人々には「家」意識がまだかなり残っている。⁶⁷⁾

また、社会的には、冠婚葬祭の「家」的慣行が商業主義と結びついて温存されており、文化伝承と結びついた古い「家」的しきたりが美化されて無批判的に維持されている面も少なくない。また、情報化社会におけるテレビなどの普及は、一面では家族意識の近代化を促進しているが、他面ではドラマなどにおける戦前の「家」的慣行の美化や無批判的な使用によって「家」意識が教化されている面もみられる。「嫁」という言葉の無抵抗な使用など、「家制度が法的に廃止された現在なお、その価値、態度が明示的、暗示的に根深く生き続けている」⁶⁶⁾ように思われる。そこで、家族意識のいくつかの現代的問題について考える。

62) 川島武宜「家族制度の復活」ジュリスト1955年1月1日号47頁。

63) 青山道夫「家族制度復活の問題」『統近代家族法の研究』（前掲）220頁。

64) 青山道夫『家族制度論』（前掲）133、134頁。

65) 我妻栄「憲法24条は改正すべきか」法律時報27卷1号72頁。

66) 経済企画庁国民生活局編『日本の家庭』（1980年）38、39頁。

67) 青井和夫「戦後日本の家族観の変遷」『講座家族8』（前掲）172頁参照。

68) 山根常男・前掲論文・163頁。

(1) 結婚についてみると、「結婚には『家』の意識と男性の優位が強く残っている⁶⁹⁾」。例えば、結婚式において、「〇〇家と△△家の結婚式」というのが随分多い。新民法の考え方からいくと個人が主体だから「〇〇君と△△さんの結婚式」というべきものである。結婚式場などの商業慣行による面もあるが、当事者に「家」意識が残存しているためでもある。結婚の費用や準備を親から多額の援助をうけて行う親がかりの結婚は、子供の結婚を「家」的にかかえていこうという考え方である。結婚式が派手になるにつれて「家」的しきたりが復活をみせている。

このような結婚は、親が子供に老後を期待し、子供は親に依存する姿勢からぬけきれていない。子供は、結婚しても自立していないので何かと困ると親のところへ無心にきて、親も子離れしきれずにそれ程余裕もないのに援助をする。こういう人間関係では、親は家風の継承を期待し、老後も頼りたいと考えるので、子供夫婦が親の期待を受け入れればよいが、子供夫婦が権利意識に目覚め新しい家族観での生活を確立しようとするすると摩擦が生じることになる。結婚は、子供が親の家族から自立して新しい家族を形成することであり、親子同居の三世代家族であっても相互自立の関係は基本的には変らない。親の家族観と子供夫婦の家族観は平等であり、親の家族観の継承は子供の選択の問題にすぎない。一つの家族観にまとめようとすることは、「家」的家族観（家風）の承継につながる。家族観の共存をみとめて、協力、共同の関係をつくることが三世代家族にとって重要であろう。息子の結婚を「嫁とり」として、家族集団

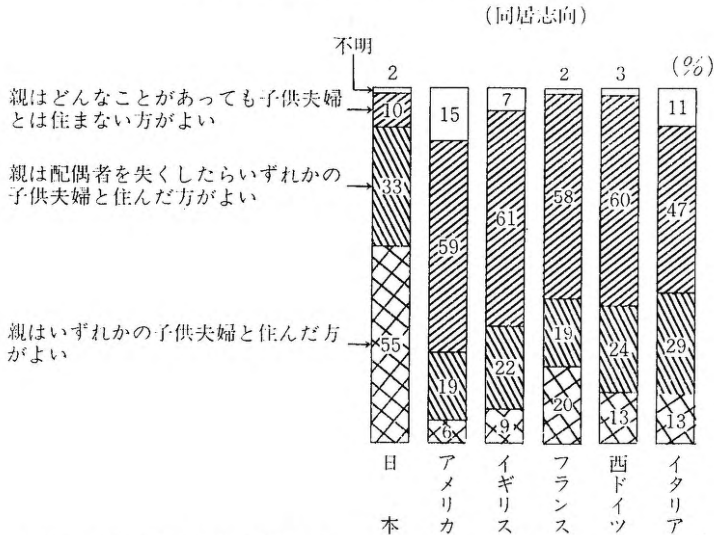
69) 柴田悦子・久米弘子『婦人問題論入門』(1983年) 11頁(久米弘子)。

70) 「本人の結婚費用の親の負担」を国際比較でみると、日本は、「全部負担してもらった」が40.6%、「一部負担してもらった」が34.3%、「負担してもらわなかった」が20.5%であるのに対して、アメリカ、イギリスは、それぞれ、親の全部負担が21.7%、31.3%、一部負担が18.3%、24.4%、親の負担なしが46.8%、39.5%である。また、「本人の大学の費用の親の負担」をみても、「負担してもらわない」というのが、日本は8.3%にすぎないのに対して、アメリカは41.3%、イギリスは57.1%であり、子供の自立の程度に大きな差があることを示している(総理府青少年対策本部編『国際比較 青少年と家庭』(昭和57年5月) 61, 63頁)。

への「仲間入れ」と考えるから、婚家と嫁との間で、「仲間はずし」的關係や「仲間入れ」的關係でのいわゆる嫁、姑問題が生じることになる⁷⁰⁾。嫁・姑問題は、姑が自分の家族観、家風の継承を嫁に求め、嫁はその継承を拒み、新しい家族観での生き方を求めること、相互に自立しあるいは自立させきれないことによる家族観の対立である。家風、家族観は受け継がせるものではなく結婚によって新しく生れるもの、世代が変ればつくり変えられるものであり、親(姑)が若妻の成長を見守ることができれば摩擦も少なくなるであろう。

(2) 親子関係についてみると、日本と欧米では家族観の違いがある。欧米では、家族関係は夫婦中心で子供は生れた直後からベツトを別にし、10代の終りから多くは親から自立していく。したがって、日本人が成年になっても親に頼るのを不思議に思う。欧米人は結婚すると親と別居し、親も老後を子供に頼ら

図表1 極めて高い我が国の同居志向



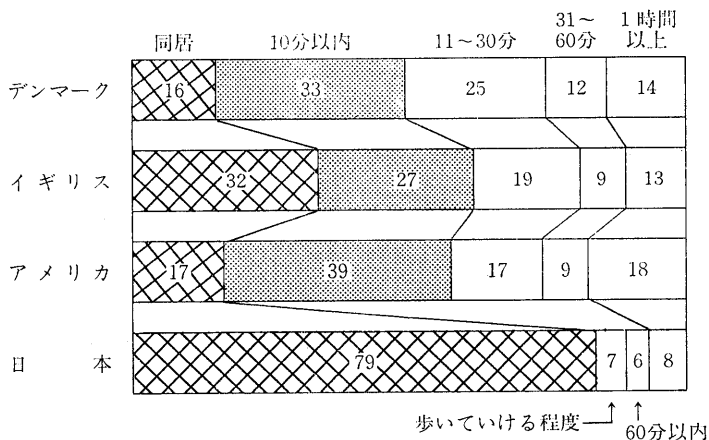
(『国民生活白書』56年度版より)

70) 川島武宜『結婚』(1954年)88,97頁。なお、嫁の生活について川島武宜『日本社会の家族的構成』(前掲)67,68頁参照。

ない。我が国の親子同居志向は強く、『親は子供夫婦と住んだ方がよい』及び『親は配偶者を失くしたら子供夫婦と住んだ方がよい』と考える人は、我が国では9割近くを占めるのに対し、イタリア、西ドイツ、フランスは約4割、イギリス、アメリカは約3割前後しかない⁽⁷³⁾（図表1参照）。

欧米では、子供は結婚すると親から独立し、いわゆる「スープのさめない距離」に住んで、日常的に接触する人が多い⁽⁷³⁾。「老親と子との日常接触頻度」をみると、別居子みの場合、デンマーク、イギリス、アメリカでは、毎日か週1回以上会う人が多いのに対して、日本の場合は、同居していない子は月か年に1回以上会うにすぎない。日本では親子同居が多いが、別居親子の接触度が低い⁽⁷⁴⁾（図表2・3参照）。これは、親の世話はあととりまかせるという「家」的生活関係が強いことを示している。

図表2 65歳以上老人と子との近住度（有配偶有子老人）



（図表2，3は湯沢雅彦『図説家族問題』より）

(72) 経済企画庁編『国民生活白書』昭和56年度版・272，273頁。

(73) イギリス、アメリカについては、松原治郎『核家族時代』（1969年）194頁以下，フランスについては、有地亨『フランスの親子，日本の親子』（1981年）82，83頁参照。

(74) 湯沢雅彦『図説 家族問題』（1973年）159頁。

図表3 老親と子との日常接触頻度

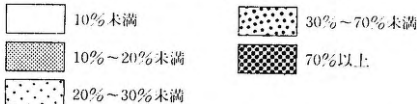
(ウェイト)	a. 同居子を含む場合				b. 別居子のみの場合			
	デンマーク	イギリス	アメリカ	日本	デンマーク	イギリス	アメリカ	日本
毎日(10点)	62	69	65	82	46	37	48	18
週1回以上(5点)	22	17	19	3	32	35	29	16
月1回以上(3点)	10	8	7	6	14	16	10	30
年1回以上(1点)	5	4	7	7	7	8	10	36
年1回未満(0点)	1	2	2	2	1	4	3	10
計	100	100	100	100	100	100	100	100
ウェイトづけした総点	765	803	773	860	669	601	665	386

注) 湯沢雅彦「高齢者と家族」

また、家族意識について「老後の子供との同居・扶養希望」をみると、日本は「同居・身のまわりの世話を受けたい」が22.6%、「同居・世話を受けたくない」が41.7%と多いのに対して、欧米はそれは数%にすぎず、「非同居・経済的援助受けたくない」が欧米では80%前後を示し、きわだった特徴を示している

図表4 老後の子供との同居・扶養希望

	日本	韓国	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
同居：身のまわりの世話を受けたい	22.6	27.2	5.7	1.8	4.2	2.1
同居：世話まで受けたくない	41.7	19.2	3.2	3.3	15.2	6.4
非同居：経済的援助受けたい	5.5	15.1	12.5	9.9	4.3	5.7
非同居：経済的援助受けたくない	29.5	37.7	78.3	79.9	75.8	81.5
無回答	0.8	0.8	0.3	5.1	0.5	4.2



(『国際比較 青少年と家庭』昭57より)

75) 『国際比較 青少年と家庭』(前掲)133頁。

(図表4参照)。政府・自民党が「孝養の義務」の強化を考えるまでもなく、欧米に較べると日本は同居扶養の率が非常に高い。もっとも、毎日新聞の調査によると、老後を子供に依存する意識が年々減少しており(図表5参照)、昭和38年から「頼らないつもり」が「頼るつもり」を上まわり、昭和54年では「頼らないつもり」が55%、⁽⁶⁾「頼るつもり」が24%である。しかし、我が国における子に「頼らないつもり」というのは、多くの場合子と別居することを意味しない。同居志向は依然として強いので、子と同居しながら経済的には負担をかけなくてすむようにしたいということにすぎない(「同居・世話までうけたくない」41.7%—図表4)。

図表5 「老後を子に頼るつもり」の年齢層別推移

年 齢	1959年	1969年	1979年
24歳以下	23.8	8.7	9.7
25～29歳	38.3	14.5	12.2
30～34歳		20.0	17.7
35～39歳	50.3	31.7	22.1
40～44歳		33.0	29.8
45～49歳		40.0	42.8
計	43.8	28.6	22.1

(石原邦雄『戦後日本の家族意識』より)

相続財産を誰につがせたいかという意識調査(内閣総理大臣官房対策室、昭和54年)では、「長男につがせる」が43.2%、「面倒見てくれる子に多く分ける」が35.1%と多く、学歴別、同・別居別では、学歴の高い人程後者が多く、子と別居している人に後者が多い⁽⁶⁾(図表6参照)。長男志向は「家」意識のあらわれで農山村などにかなり根強いこと示している。これに対して、老後の面倒をみてくれる人に与えたいという意識は、老後の生活がきびしい社会状況の下で、わずかばかりのなけなしの資産でも老後の生活に役立てるために活用した

(6) 石原邦雄「戦後日本の家族意識」『家族史研究 6』(1982年)127, 134頁。

(7) 全国社会福祉協議会『老人福祉年報 1981』187頁。

図表6 子どもにあなたの資産（動産・不動産）をつがせる場合、現在の民法とは関係なくつぎの中でどれがもっとも望ましいとお考えですか。あなたのお気持ちに近いものを1つだけ選んで下さい (％)

	計	長男につがせる	病弱な子に経済力がないにつがせる	子供に平等に分ける	面倒見を多く分ける	その他	無回答
〔性別〕 計	100.0	43.2	4.3	12.1	35.1	2.8	2.6
男 性	100.0	45.4	4.1	11.4	34.0	2.6	2.3
女 性	100.0	19.7	5.6	19.2	46.5	4.0	5.1
〔学歴別〕 計	100.0	43.2	4.3	12.1	35.0	2.8	2.6
小 卒	100.0	52.4	2.9	7.4	33.1	1.6	2.5
旧制中学	100.0	39.4	5.5	14.8	34.4	3.2	2.7
旧制高・専・大卒	100.0	29.0	5.4	17.7	40.8	4.5	2.6
〔同・別居別〕 計	100.0	43.1	4.2	12.2	35.2	2.8	2.6
子と別居	100.0	29.9	5.2	15.8	40.9	4.6	3.6
子と同居	100.0	48.8	3.7	10.6	32.7	2.0	2.1

『老人福祉年報1981』より

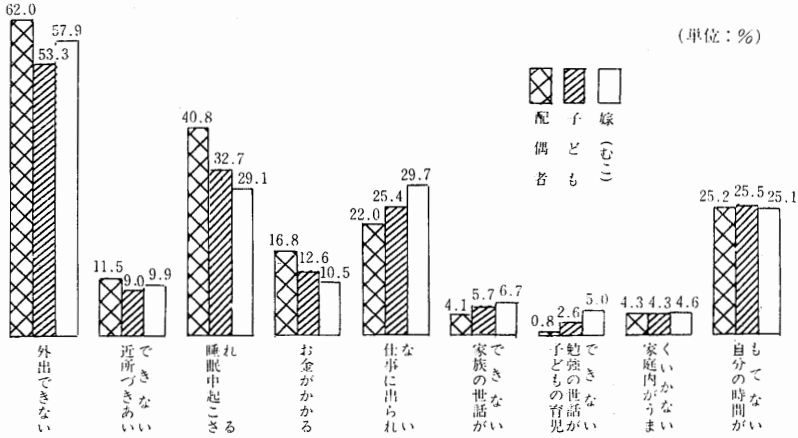
というもので、相統意識⁽⁷⁸⁾の変化として注目される。

日本がすぐに欧米型になるとは思わないが、徐々に自立志向、別居志向は強まっていくものと思われる。それゆえ、親は子に頼らなくてすむ老後の設計とこれを支える老後保障の確立が望まれる。老後を「家」的にかかえていくことは家族制度の果してきた役割であるが、これは扶養する子供の側に経済的負担や介護の負担を強いるとともに、感情的摩擦や生活上の制約を伴うものである(図表7参照)。そして、特に寝たきり老人の介護の状況をみると、図表8のように、男と女では介護者に違いはあるが、老人の介護は子よりも嫁の負担にかかっている。「体が不自由になった場合に介護を望む相手方」の国際比較を

(78) 有地亨「現今の相続の機能の変化とその考え方の再検討」『家族史研究 3』(1981年) 103, 112頁参照。

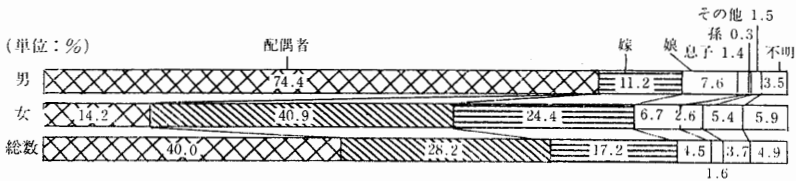
(79) 日本婦人団体連合会編『婦人白書 1983』33, 35頁。全国社会福祉協議会『老人福祉年報 1983』230, 231頁。

図表7 介護者の続柄別にみた生活上の影響



資料：全国社会福祉協議会全民間協「老人介護の実態」1979年3月

図表8 主な介護者



資料：全日本民団連「ひとり暮らし・ねたきり老人実態調査第1次集計報告」1982年
(図表3, 4『婦人白書1983』より)

みても、配偶者以外では、日本は嫁が多いのに対して、他の国では嫁をあげるケースはほとんどなく、大きな対照を示している(図表9参照)。

「嫁」(息子の妻)の扶養義務は、法的には家庭裁判所が特別の事情があるときに義務づける相対的扶養義務にすぎない(877条Ⅱ項)が、老後生活の世話を「嫁」に求める生活実態と意識をみると「家」の扶養が現在でもかなりのウエイトで生きていることを示している。また反面において、最近親の世話をいやがって親をタライ廻しすることがマスコミの話題となるが、これは、「家」

80 内閣総理大臣官房老人対策室編『老人の生活と意識』(1982年)28頁。

図表9 体が不自由になった場合に介護を望む相手方 (%)

		日 本	タ イ	アメリカ	イギリス	フランス
合 計	配 偶 者	39.3	9.5	37.2	32.2	25.2
	息 子	15.8	26.6	7.5	3.6	9.1
	娘	14.3	42.3	21.0	15.9	18.0
	嫁	18.9	1.5	1.4	1.5	1.2
男 性	配 偶 者	67.8	17.8	60.4	50.1	46.6
	息 子	13.3	25.9	6.3	4.2	9.3
	娘	4.2	37.8	7.6	11.5	9.5
	嫁	6.7	1.3	0.7	1.2	0.5
女 性	配 偶 者	12.4	2.6	19.5	20.7	10.9
	息 子	18.2	27.2	8.5	3.3	9.0
	娘	23.9	46.1	31.2	18.7	23.6
	嫁	30.4	1.7	1.9	1.7	1.7

(『老人の生活と意識』より)

制度がなくなって子供の間における平等な扶養義務が民法上確立されたからではなく、長男など誰かが「家」的に親をかかえるべきで自分には責任がないという「家」的意識のあらわれである。老後の生活は基本的には公的に保障されるべきであるが、本当に困っている親を放置したり、人権を無視したタライ廻しをすることは新民法の精神ではない。

親の未成年の子に対する関係をみても、親が子を所有物視する傾向がみられるがこれも「家」的子供観のあらわれである。子捨て、子殺し、親子心中、子供の虐待などは、他にも原因があるにしても「子の私物化」の思想が深くかかっている。また、親が離婚した場合に子の親権者を決めるが、親権者となった親は別れた相手方に子供を会わせない考え方が強い。つまり、親の離婚は、子供にとっても一方の親との縁切りにさせられる場合が多い。法的に面接交渉権は認められるが全体として消極的な考え方があるのは、子供の養育を父母の共同責任とするよりも、共同生活をしている父又は母の責任と考える思想に「家」的家族観の名残りがるように思う。養子制度は新民法では「子の福祉」

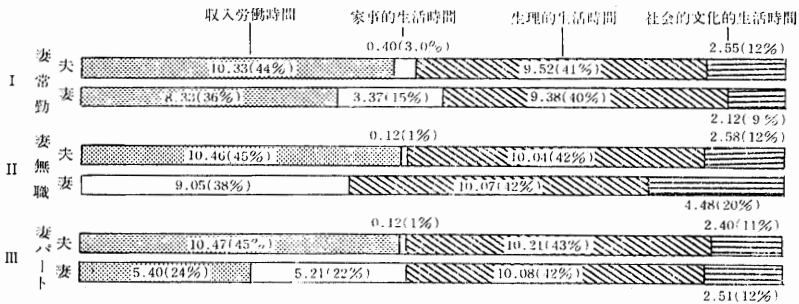
のためのものとされるが、養子の実態をみると成年養子が多い⁶⁾。妻の親と同居し妻の姓を名の実質婿養子も少なくなく、養子制度を「家」的に考える傾向はまだ根強い。

また、非嫡出子の相続分は2分の1という民法の規定は、旧制度の父系血統主義の名残りである。生れてくる子の人権に変わりはないはずで嫡出子、非嫡出子で相続分を区別するのは、新民法の平等観からすればおかしい。

(3) つぎに、夫婦関係についてみると、戦前は、妻は内助の功や忍従が美德とされ、「良妻賢母」が奨励されたが、現在でも男性の多くがそれを望み、家事育児は妻まかせで夫は稼ぐだけの夫婦関係が多くみられる。夫と妻の家事分担の実情を時間面からみると、「無職の妻は1日に9時間5分の、常勤の妻は3時間37分の、パートの妻は5時間21分の家事労働をおこなっていますが、これに対して夫の家事的生活時間はひじょうに短く、妻常勤の夫で40分、妻パートと妻無職の夫では12分にすぎ」ず、家事分担率でも、妻常勤の夫で15.6%、妻無職、パートの妻の夫で2～3%の低さを示している。そのため、「社会的労働と家事労働の二重の負担は、常勤妻やパート妻の生活時間を圧迫し、妻自身のための社会的文化的な生活時間をきわめて貧困なものにしてい」て、共働き

図表10 平日の夫妻の生活時間構造

(単位：時間分)



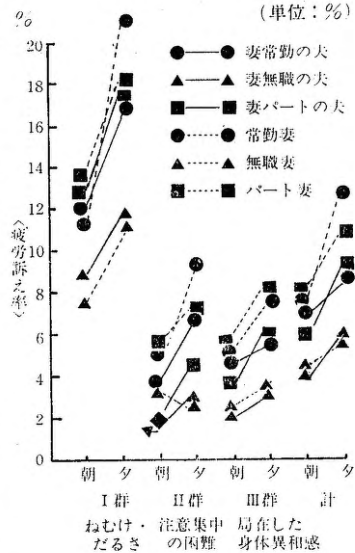
(図表10, 11『婦人白書1983』より)

6) シンポジウム「養子法の課題」私法46号(1984年)18～23頁参照。

妻の疲労を蓄積させている⁸²⁾。図表11 平日の夫妻の疲労訴え率 (単位: %) 国際的に比較しても、「日本では欧米にくらべて夫や家族全員で家事をする割合が少ない⁸³⁾」(図表12参照)。また、『夫は外で働き、妻は家庭を守る』という考え方について、日本は『賛成』、『どちらかといえば賛成』を合わせて71.1%の女性が賛成して」いるのに対して、「欧米ではアメリカが34.0%、西ドイツが33.3%、イギリスが25.9%であり、スウェーデンは13.5%と賛成者は少ない」⁸⁴⁾。

こうした夫婦の役割分担の固定化は、「良妻賢母」による「家」的夫婦関係が根強く生きていることを物語っている。主婦専門の夫婦関係ならともかく、共働き夫婦で同じよう

図表11 平日の夫妻の疲労訴え率 (単位: %)



図表12 わが国は欧米にくらべ、主として夫や家族全員で家事をする割合が低い (単位: %)

国名	夫	妻	子ども	家族全員	その他の人
日本	0.8	88.6	3.2	3.5	2.6
アメリカ	6.8	64.0	7.3	20.6	0.9
スウェーデン	9.5	52.8	0.7	35.9	0.4
西ドイツ	4.4	72.0	2.8	17.5	2.0
イギリス	14.9	55.9	3.4	20.2	0.6
フィリピン	0.4	57.0	24.5	5.8	10.1

(備考) 1) 総理府婦人問題担当室「婦人問題に関する国際比較調査」(1982年)による。
 2) 「あなたの家庭では、「食事の後片付け(食器洗い)」を、主にだれが分担していますか」という問いに対する回答である。

(出所) 『国民生活白書』1983年版。

82) 『婦人白書1983』155, 156頁。

83) 渡辺みよ子他編『いま家事労働に問われるもの』(1984年)86, 87頁(西島芳子)。

84) 総理府編『婦人の現状と施策』(1983年)158頁。

に社会的労働をしながら、肉体的に弱い妻に家事負担をおしつけて何とも感じない感覚は、男女平等の家族観ではなくて男尊女卑の家父長的家族観のあらわれである。家事負担は、夫婦の条件、家族の条件に応じて負担し合うべきものだから、量的に平等に負担することが必ずしも男女の平等を意味しないが、家事労働を女性の役割として固定化し負担を回避する考え方は、新民法の精神ではなくて、明治民法の精神である。

新しい家族における男女の平等は、家族のそれぞれが平等に生活要求を満足させ、負担を共同で分かち合う生活関係であり、女性が自我に目覚めれば、自己の能力の開発や独自の生きがいを求めて社会参加を望むことは自然のなりゆきである。最近の調査によると、働く既婚女性が専業主婦をおいこして50.3%になったことが報道されている⁶⁵が、今後も共働きはふえていくであろう。妻が働くときには、夫の家事協力は不可欠であるが、男性（夫）の家事労働の自立のためには、「家」的家族観の転換とともに、子供のときからの一定の家事分担のしつけと、学校教育における家庭科の共修が必要である。

総理府の昭和59年の調査によると、女性の自立志向が一段と高まっている。結婚相手に満足できないときはいつでも離婚するという人が3割強（約3分の1）、独り立ちできればあえて結婚しないという人が全体で20%（男15%、女24%）であり、20代30代では3割前後が自立志向派となっている。男性もこれを理解する人がふえている⁶⁶。総理府内閣総理大臣官房審議室が昭和56、57年調査した離婚観をみると、「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方に「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の女性が日本は26.8%であるのに対して、アメリカは67.7%、西ドイツ79.9%、イギリス79.1%、スウェーデン67.8%に達している⁶⁷。我が国の自立志向が2年間で約6%ふえているように、欧米女性の自立志向の考え方は、我が国にもかなりの程度広

65) 昭和59年10月21日朝日新聞。

66) 昭和59年9月24日読売新聞。

67) 『婦人の現状と施策』（前掲）160頁。

がるものと思われる（図表13参照）。

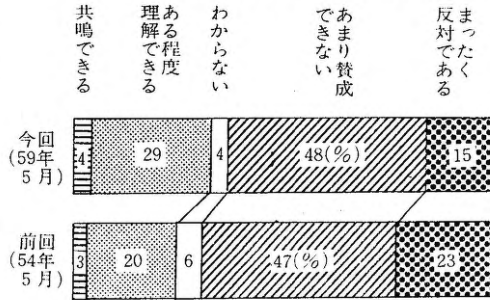
戦前は良妻賢母主義による忍従の美德の強制で夫が我慢を要求しても妻は黙ってついてきた。戦後もこうした「家」的婦人観はすぐにはなくならず、男性の多くは、結婚すれば女性は黙ってついてくるものと思っているようである。

しかし、戦後の民主主義教育、高学歴化により、婦人は男女平等観をもち、経済力もつけ、自己の生活や生きがいを大事にするようになってきており、家庭でも夫に分担や協力を求めてくるのは自然のなりゆきである。ところが、男性はいつまでも「家」的婦人観から抜けきれず、妻に内助の功を求め家庭は妻まかせの仕事人間が多い。男性にとって仕事が重要であることは当然であるが、仕事ゆえに婦人に奉仕の犠牲を強いる考え方は民主的とはいえない。日本人の働きすぎは妻の犠牲のもとになりたっており、男性も家庭の役割を担えるよう労働時間の短縮など職場の労働条件が改善される必要がある。

離婚統計によると離婚原因の約半数は性格の差異であるが、これにはこのような生き方、考え方の違いがかなりのウェイトをしめているように思う。

最近、中年過ぎからの離婚がふえているが、今まで何も不満をいわなかった妻が突然離婚を言い出して、夫は理由がわからない。妻に去られて、夫が家事育児にとまどい、なげき、妻に未練を示す光景をテレビなどで話題とされるがこれは、妻は夫についてくるもの、妻は家庭を守っておれば幸せだという「家」的婦人観にとらわれ、日常の対話を軽視しているために、妻が自我に目覚めていく成長に気がつかなかったからにほかならない。ただ金をはこんでくるだけの夫、家庭のことは何もしない、何を考えているかわからない夫には、妻はあ

図表13 「結婚相手に満足できないときは、いつでも離婚すればよい」（女性総計）



（読売新聞昭和59年9月24日より）

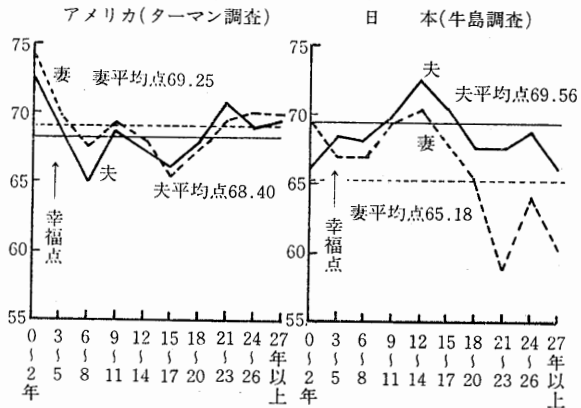
き足らずに感じはじめており、愛情がさめればサービスは負担になりかねない。夫唱婦隨の夫婦関係から対話と協力の夫婦関係が求められている。

アメリカの夫婦は、夫婦いっしょに買物にいったり (50.8%), レストランで食事したり (48.2%), 映画・観劇をしたり (39.8%), パーティ (36.6%) や旅行 (33%) に出かけたりする人が多いが、日本人はせいぜい買物ぐらい (44.3%) で、食事が17%であとは数%にすぎず、夫婦の共同行動は少ない。そのためか図表15の「現在の家庭生活満足度」をみると、満足度が「非常に高い」「高い」の合計はイギリス87.3%, アメリカ85%, 西ドイツ83%であるのに較べて、日本は63.5%と満足度は低い。特に満足度が「非常に高い」だけを見ると、イギリス50.8%, アメリカ41.9%, 西ドイツ47.2%に対して日本は18%にすぎない (図表15参照)。欧米の夫婦は、対話と共同行動を大切にするので、満足度も高いものと思われる。それゆえ、相手に満足できなくなり愛情が冷えれば離婚すればよいという意識になるのであろう。

「結婚経過年数による幸福度の変化」という「ターマン調査」(1934~5年) と「牛島調査」(1952年)

を比較すると、アメリカの場合婚姻後の年数の経過につれて幸福度は夫と妻がほとんど平行してあらわれ、結婚当初と老後に幸福度が高いのに特徴がある。これに対して、日本は夫と妻の幸福度に開きがあり、婚姻後12—14年をピークに年をとる

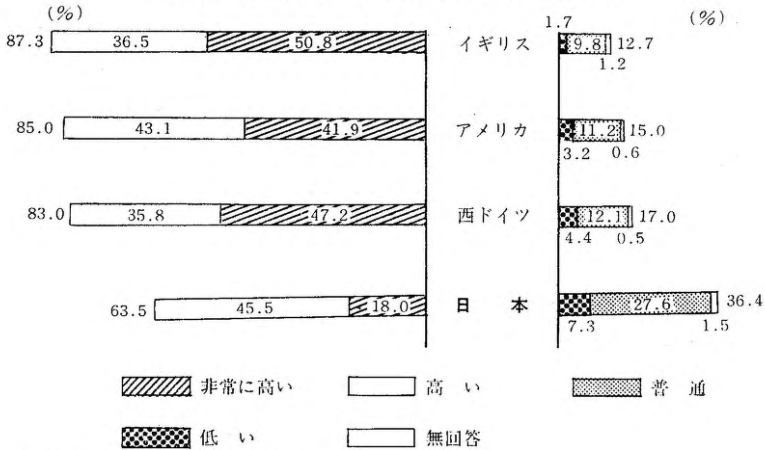
図表14 結婚してからの年数と幸福度



(松原治郎『現代の家族』より)

68 『国際比較 青少年と家庭』(前掲) 101, 166頁。

図表15 現在の家庭生活満足度（4分類）〔国別〕



（『国際比較 青少年と家庭』より）

とともに幸福度が減退し、特に妻の幸福度の減退が大きい（図表14参照）⁸⁰⁾。

また、アメリカと日本の幸福度の平均点は大体同じ程度であるが、日本は夫にくらべて妻が低く年をとるにつれて開きができるのは、中年以後の離婚の増加を示唆している。この調査は少し古いでの前述の昭和56年の「現在の家庭生活満足度」（図表15）の国際比較でも、「欧米各国に比べ我が国の現在の家庭生活満足度は低く」なっており、満足度が「非常に高い」「高い」の合計と「低い」「普通」などの合計ともに約20%の開きがある。満足度が低いということは我が国の夫婦関係のあり方にも原因があるように思う。日本の経済成長は、妻が家庭を守り、夫を安心して働かせながら、夫の低賃金を妻の余剰時間におけるパートなどで補うという家族制度を利用した安あがり政策で支えられている。女性は賃金格差と雇用差別により、家庭における夫への内助の功と家計補助的労働という「家」的奉仕を夫と企業に求められていることになる。女性が高学歴をもち、社会参加をするようになると、権利意識にめざめるのは当

⁸⁰⁾ 松原治郎『現代の家族』（1964年）154頁。牛島義友・藤縄昌子・未弘和子『結婚生活の心理』（1954年）45頁。

然であり、「すべての男女が家事・育児を分担しあい、社会生活をもふくめた全体の生活を男女で共有しあえるような社会をつくる⁹⁰」ことを求めるのも自然のなりゆきであろう。夫の生きがいに妻が一方的に奉仕するのではなく、夫と妻がともに仕事と家庭に生きがいをもちながら、対話と協力・共同をすすめる家庭のあり方が求められてくるように思う。

4 む す び

明治の初めから家族制度の変遷をたどり、現代家族とのかかわりについて若干の考察をした。その歴史は、家族制度をめぐって、家族を権威への服従の道徳により「家」的統制で秩序づけて国家権力の側に包摂しようという家父長的家族観と国家的「家」的統制を排除して個人の人權中心に家族を考えようとする個人主義的、民主主義的家族観の対抗が底流にあった。戦前は、民主主義的家族観が国家権力によっておさえられたために、家父長的家族観が軍国主義により国家主義と結びつけられて家族国家観となり、天皇崇拜の役割を担って国民を戦争協力へ誘導した。一つの権威への崇拜と服従が危険な役割を果たしたということは戦前の大きな教訓である。

戦後改革は二つの家族観の力関係を大きく逆転させた。新憲法の制定により、個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、民主主義的家族観が主流となった。民法もこの精神により規定されているが、二つの家族観の対抗が底流にあるために若干の妥協が残った。戦後においても、軍国主義を復活させようとする憲法改正の動きと結びついて、孝養の義務など権力への服従の道徳を復活させようという動きもみられる。「家」制度は、法的には廃止され、核家族化の中で制度的にはその適合性を失った。しかし、長い間の中に培われてきた「家」意識は簡単にはなくならず、人々の心の中かなり生き残っている。

「家」制度の道徳は、①権威への服従、②「家」への人權の従属、③男尊女

⁹⁰ 福岡・女性と職業研究会編『家事・育児を分担する男たち』（1982年）206頁（酒井嘉子・久保加津子）。

卑の思想を基本的内容とするものであり、民主主義の原則とは相入れない。国家主義との結合はなくなったが、それに代って企業主義と結びついて「猛烈社員」や「仕事人間」が奨励され、妻の奉仕と低賃金労働による企業奉仕に家父長的家族観が利用されている。また、嫁・姑問題など「家」意識が個人の自由を制約したり家族紛争を生ぜしめる問題は残っており、賃金格差など雇傭差別や性別役割分担の固定化により女性の社会参加が制約されるという不利益が「家」的婦人観の存在と結びついている。戦後の民主化により「家」的家族観の権威主義的側面は緩和されたが、まだ形を変えて二つの家族観の対抗は続いている。今後は男女平等の実質化が一層強く主張されるであろうし、それは、婦人や子供の自立をめぐる、それを推進する立場とおしとどめる立場との対抗として進んでいくであろう。家族観の調整を誤れば家族破綻につながる。進歩の方向を見極めるとともに、対話を重視した自立と共同の家庭づくりが望まれる。